

# 埼玉県強い水田農業づくり支援事業実施要綱

令和2年4月1日決裁

## 第1 趣旨

本県の水田農業は、県民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、県土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、本県の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある県民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

近年、農業従事者の高齢化とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加などが進行しており、本県の水田農業が将来に渡って継続されるためには、生産者の経営がさらに発展するための支援を関係機関が連携して行っていく必要がある。また、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに県産農産物が対応しきれなくなったことによる輸入農産物の急速な代替や、更なる流通効率化の必要性等の問題も顕在化している。

さらには、主穀作法人等担い手においては、経営環境の悪化から設備投資が進まず、施設の老朽化が進行している。

このような課題に対応するため、埼玉県強い水田農業づくり支援事業は、主穀作の生産コスト低減のための新規施設整備のほか、生産者組織等が中心となった施設の運営管理体制への見直しに伴う再整備、非主食用米等の増産に対応した施設の汎用化等の取り組みを進め、米・麦・大豆等の高品質・高付加価値化、低コスト化等、地域における生産・経営の対策を推進するものである。

なお、事業の実施にあたっては、この要綱に定めるもののほか、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知 以下「国実施要綱」という。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知 以下「国交付要綱」という。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（平成31年4月1日付け30食産第5394号農林水産省食料産業局長ほか通知 以下「国配分基準」という。）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について（平成31年4月1日付け30食産第5396号農林水産省食料産業局長ほか通知 以下「国効果通知」という。）によるものとする。

## 第2 目的

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、強い農業・担い手づくり総合支援交付金による対策のうち、次に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

### 1 産地基幹施設等支援タイプ

(1) 産地競争力の強化（うち、取組名が「土地利用型作物」のもの）

## 第3 事業の実施等

### 1 事業の実施方針

本事業は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連事業との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

### 2 事業の取組方向及び内容

具体的な事業のメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、国実施要綱の別表1のIに定めるところによるものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、知事が特に必要と認める場合にあつては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

### 3 成果目標の基準及び目標年度

#### (1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、国配分基準に定めるところによるものとする。

#### (2) 目標年度

成果目標の目標年度は、原則として、事業実施年度の翌々年度とする。

### 4 事業費の低減

本事業を実施する場合は、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

### 5 費用対効果分析

事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、国効果通知に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

## 6 地域提案

知事は、地域の実情及び別に定める成果目標を達成する観点から、別表の事業内容の欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、事業実施主体による独自の取組（以下「地域提案」という。）を採択できるものとする。

## 第4 事業の実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、様式1号により事業実施計画を作成するものとする。なお、作成にあたっての留意事項は、国実施要綱の別表2に定めるところによるものとする。

### 2 実施手続き

- (1) 1の事業実施計画の提出は、事業実施主体のうち市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。この場合、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、県域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、市町村長を経由せずに知事に提出し、その承認を受けることができるものとする。この場合、事業実施主体は、関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

- (2) 市町村長は、(1)に基づき事業実施計画の提出があった場合は、事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは様式2号により知事に提出するものとする。
- (3) 市町村が実施主体となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、第3の5に定める地域提案又は国実施要綱別表の事業実施主体の欄に定める特認団体である場合は、様式3号により(1)の申請の際に併せて協議を行うものとする。

### 3 事業の着工等

- (1) 事業の着工は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式4号の交付決定前着工届を2の(1)に準じて知事に提出するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

## 第5 事業実施期間

事業の実施期間は、単年度に完了することを原則とする。

## 第6 助成・融資措置

- 1 県は、毎年度、予算の範囲内において、別表に定める事業に要する経費につき、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 支援事業の推進に必要な資金については、日本政策金融公庫資金及び農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

## 第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、国実施要綱の別記に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況を様式5号により作成し、第4に準じて知事に報告するものとする。
- 2 知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

## 第8 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、

その結果を第7の1に準じて知事に報告するものとする。

- 2 知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部または一部が達成されていない場合には、当該実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別紙様式6号により改善計画を報告させるものとし、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 整備事業の事業評価を行った事業実施主体及び知事は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

## 第9 指導推進体制及び事業の適正な執行の確保等

### 1 推進指導体制等

地域の実態に即し、かつ、農業者の自主性と創意工夫を活かしつつ農業生産の効果的かつ適正な推進を図るため、次の体制を整備するものとする。

#### (1) 県段階

県、市町村、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、事業の推進指導及び事業評価を行うものとする。

#### (2) 市町村段階

市町村長は、農業委員会、土地改良区、農業団体、実需者団体、農林振興センター、その他県の関係地域機関等との連携を図り、事業の推進指導にあたるものとする。

#### (3) 農業団体等

農業団体等は、中央及び地方を通じて相互に連絡協調を図りつつ、関係行政機関の指導の下に、推進指導を行うものとする。

### 2 事業の適正な執行の確保

#### (1) 第三者の意見聴取

県は、事業の適正な執行を確保するため、実施手続き及び実施状況について、事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業の運営に反映させるものとする。

#### (2) 不正行為等に対する措置

知事は、事業の実施主体の代表者、理事又は職員等が、事業の実施に関して不正な行為をした場合、又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行うとともに、事業実施主体に対して是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

## 第10 他の施策等との関連

県及び市町村は、事業の実施にあたっては、次に掲げる施策との関連及びその活用に配慮するものとする。

- 1 主穀作の構造改革対策に基づく施策
- 2 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 3 農産物の需給の調整のための施策
- 4 環境保全型農業の推進に関する施策
- 5 日本政策金融公庫資金、農業改良資金等農業金融に関する施策
- 6 男女共同参画社会の形成に関する施策

## 附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「埼玉県主穀作産地営農強化支援事業実施要綱」（平成19年4月2日決裁。）に基づき、令和元年度までに実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。